

I 諮問

平成 31 年（2019 年）2 月 21 日

琵琶湖流域下水道高島浄化センター 汚泥処理方法の基本方針について（諮問）

琵琶湖流域下水道高島処理区は平成 9 年度に供用開始し、その後も順次整備を進めてきました。高島浄化センターの汚泥処理は、脱水汚泥を場外に搬出し、湖西浄化センター燃料化施設で共同処理を行っていますが、これは平成 30 年度から 34 年度までの暫定的な対応であるため、平成 35 年度以降の汚泥処理方法について検討する必要があります。

そのため、高島浄化センターの汚泥処理方法の基本方針について、いかにあるべきか、滋賀県琵琶湖流域下水道条例（昭和 57 年 3 月 29 日滋賀県条例第 18 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

II 答申案

高島処理区は琵琶湖流域下水道 4 処理区の中で最も処理規模が小さく、地域と連携した汚泥処理方式や有効利用方式を含め、経済性の観点からも規模に見合った汚泥処理方法を検討する必要がある。

そこで本審議会では、高島浄化センターにおける汚泥処理方法について、処理の安定性や環境への配慮、汚泥の有効利用、ライフサイクルコストといった複数の評価視点から総合的な審議を行った結果、高島浄化センターの汚泥処理方法は、【コンポスト化】とすることを適当と認める。

なお、コンポスト化にあたっては、利用先の確保が必要不可欠なため、事業方式の選定も含め、県として持続可能な手法を採用すること。また、コンポスト製品の安全性や有効性を担保するとともに、浄化センターが高島地域の循環と共生の一端を担う重要性を鑑み、地域住民と連携して地産地消による資源循環を構築すること。